鹿角市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１８日

鹿角市長　笹　本　真　司

鹿角市規則第３３号

鹿角市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則

鹿角市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する規則（平成16年鹿角市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「第21条第２項」を「第18条の３第１項」に改める。

第12条第１項第１号中「第19条第１項第１号ト」を「第18条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。